

横浜市景観ビジョンの改定について

第 1 2 回 横浜市都市美対策審議会政策検討部会 H28.01.21

1. 検討趣旨・進め方
2. 景観ビジョンの位置づけ
3. 社会状況の変化への対応
4. 景観行政の取組と課題
5. 改定の考え方
6. 改定方針（たたき台）

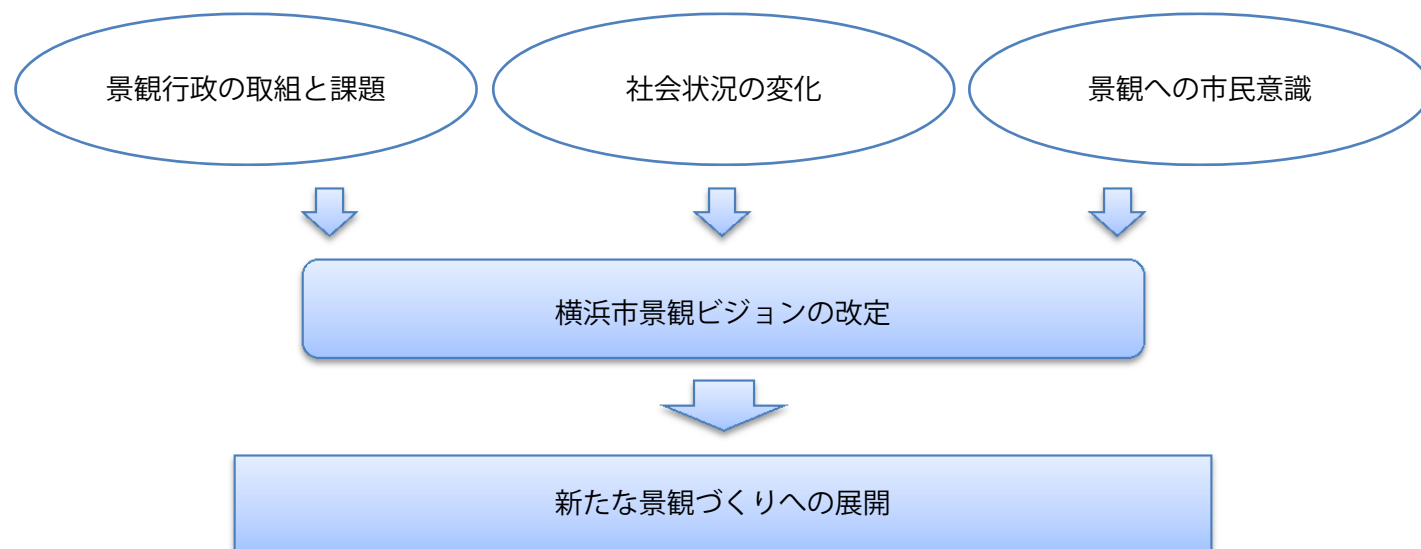
1. 検討趣旨・進め方

■検討趣旨

横浜市景観ビジョンは、「横浜らしい都市景観形成制度のあり方について」答申（横浜市都市美対策審議会）を受け、平成18年12月に策定され、質の高い景観形成へと導く協議制度（景観条例）とともに運用されている。

本ビジョン策定から約10年が経ち、景観づくりの取組成果が出てきているとともに、景観協議のあり方や行政の景観づくりの方向性等について見直しの必要性が出てきている。一方、景観づくりをとりまく社会状況が大きく変化してきており、社会や市民等の多様なニーズに対応していくことが求められている。こうした変化に対応していくため、景観ビジョンの改定を行う。

景観ビジョンの改定にあたっては、これまでの景観行政の取組と課題を検証しつつ、社会状況の変化にともなう景観づくりへの要請をふまえた検討を進めていく。また、景観に対する市民意識も確認しつつ、そのニーズをふまえながら景観づくりの基本的な方針を定めていく。



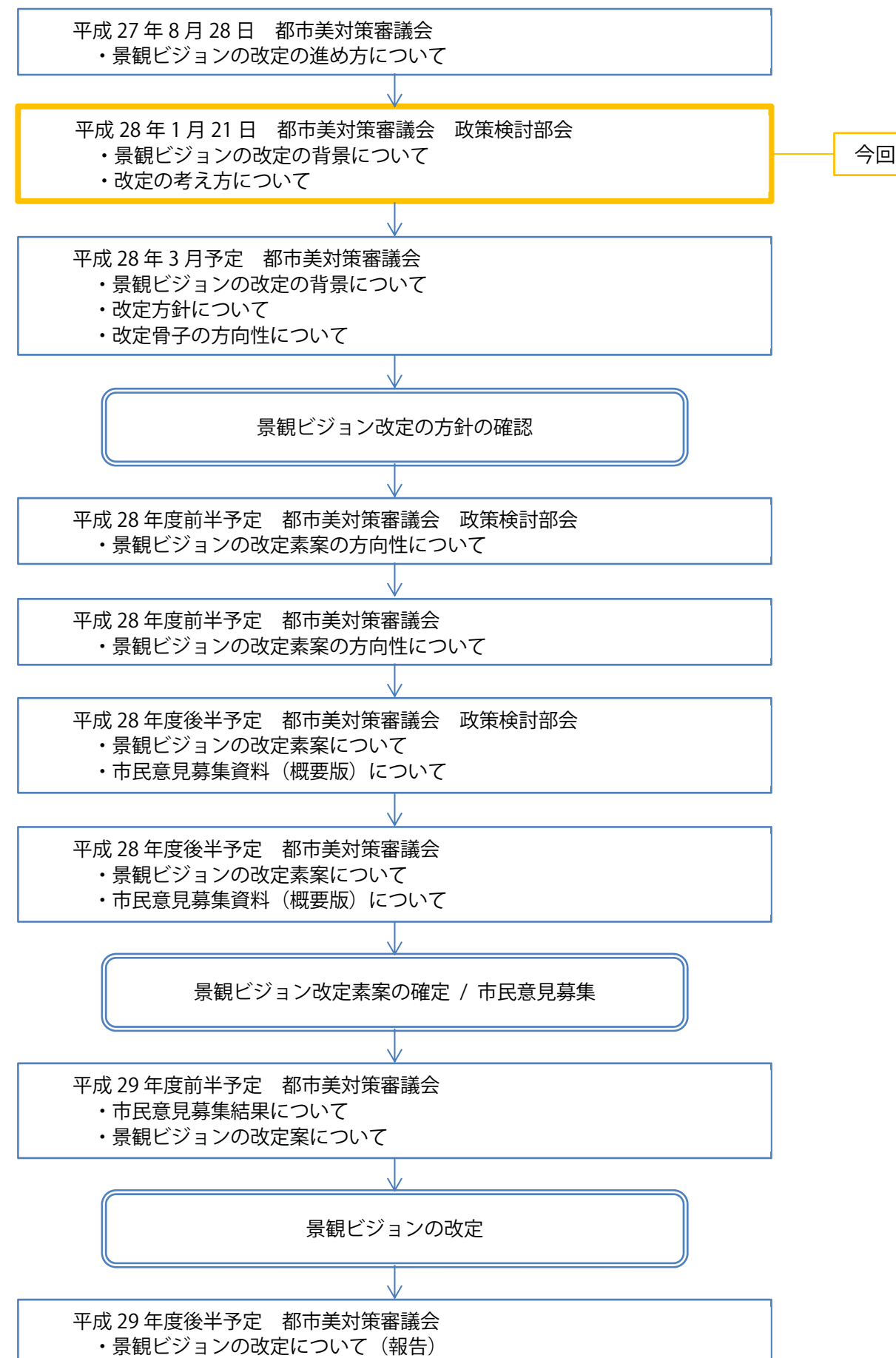
■改定スケジュール（予定）

- H27年度：基礎調査、改定方針・骨子作成、審議会検討
- H28年度：改定素案作成、冊子等デザイン、審議会検討
- H29年度：市民意見募集、審議会検討、印刷・発信等

■改定の進め方

- (1)横浜市都市美対策審議会（政策検討部会）
改定作業の要所で本会及び政策検討部会において審議を行う。
- (2)庁内検討
景観計画等の担当課を中心に随時検討会を行う。また、内容により事業担当課、各区役所との調整を行う。
- (3)市民意識の把握
景観づくりへのニーズや課題を把握するためのヒアリング・アンケート等を行う。また、素案作成段階で市民意見募集を行う。
- (4)景観ビジョンの発信
改定景観ビジョンの確定前から、景観に係わるワークショップなどを行うことを検討。

■横浜市都市美対策審議会での検討スケジュール

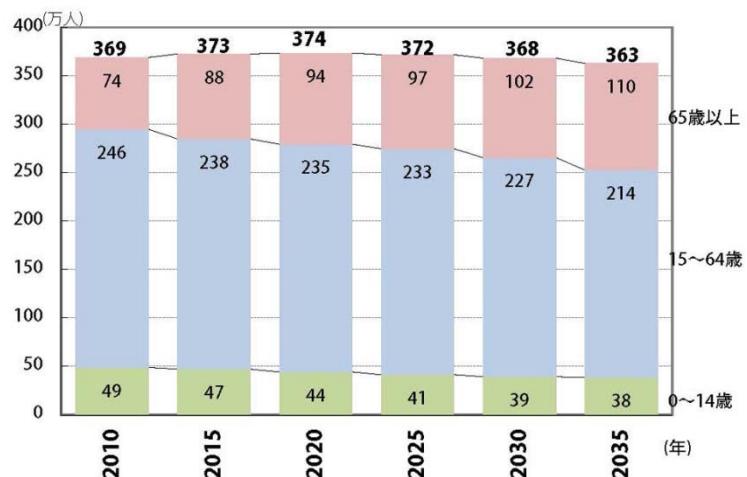


3. 社会状況の変化への対応

都市や人口の拡大傾向から縮小傾向への変化、人々の価値観や生活スタイルの多様化など、景観づくりを進める上での状況が大きく変化してきており、それともなう景観上の課題が出てきている。横浜の魅力と個性を高め、持続的な都市形成を進めるため、景観面からも社会状況への対応が求められる。

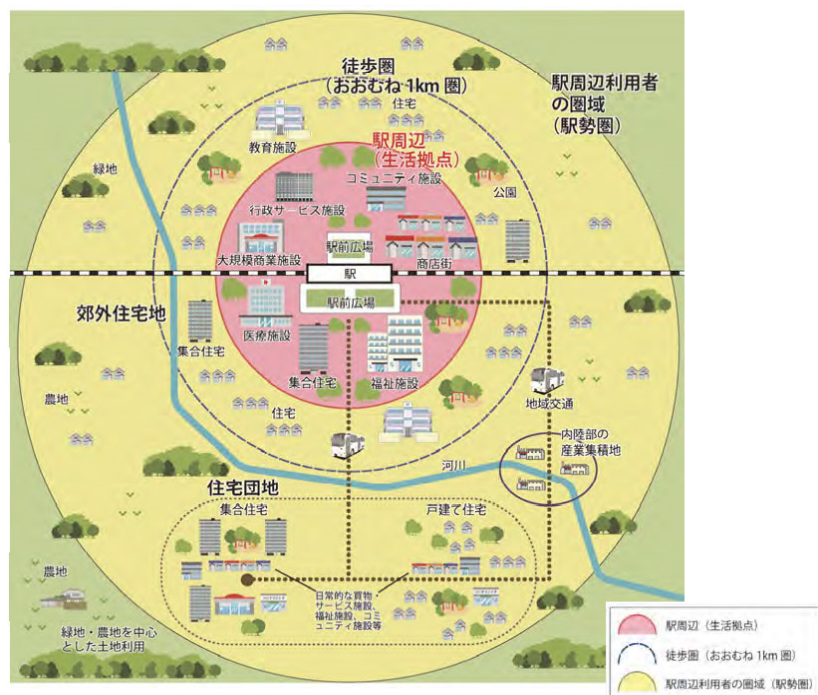
■人口減少、人口構造や家族構成の変化 ■コンパクトシティへの転換と都市施設の老朽化

高度経済成長の人口急増にあわせて整備されてきた都市を支える施設が更新の時期を迎えている。また、人口減少・高齢化にあわせ、コンパクトシティへの転換が求められている。これに対応しつつ、集約を進める地域でのさらなる魅力づくりやその他の地域での既存ストックを活用した課題解決の取組を景観面からも進めていく必要がある。



横浜市の将来人口推計値 年齢3区分の人口 (横浜市政策局政策課HP)

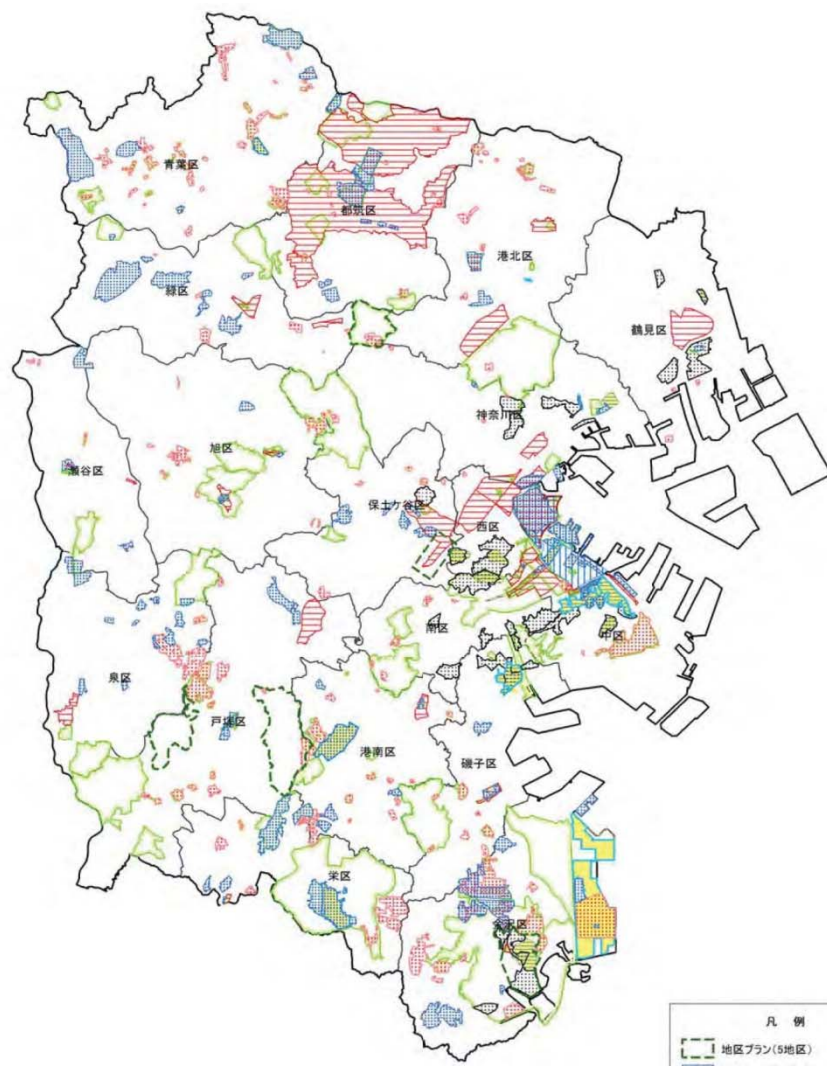
主要な生活拠点及び駅勢圏が大きい郊外部の生活拠点周辺の市街地の場合 (P.80 土地利用方針図参照)



駅を中心としたコンパクトな市街地イメージ (郊外部の地域構造) (横浜市都市計画マスタープラン)

■活発な市民主体のまちづくり活動 ■地域ごとの魅力と個性の継承と創出

人々の価値観や生活スタイルが多様化し、様々な課題やニーズが出てきている。一方で、地域らしさを形成する市民主体のまちづくりが広がってきており、それぞれの地域の状況にあわせた取組が進められている。市民の誇りや愛着の醸成に向けて、地域資源を活かし、協働して景観づくりを進めていくことが重要になっている。



※地域まちづくりグループは、横浜市に登録した団体の地域まちづくりに関する活動の範囲です。

(2012(平成24)年3月末現在)

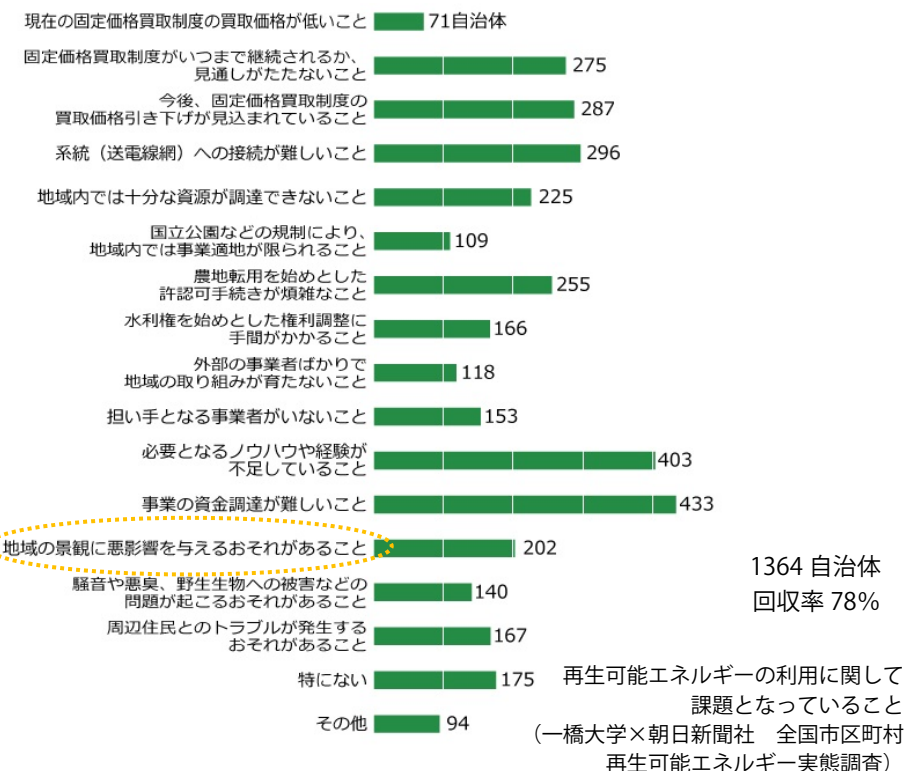
出典:横浜市ホームページ(都市整備局)より都市整備局企画課が作成



地域まちづくりの推進地区 (横浜市都市計画マスタープラン)

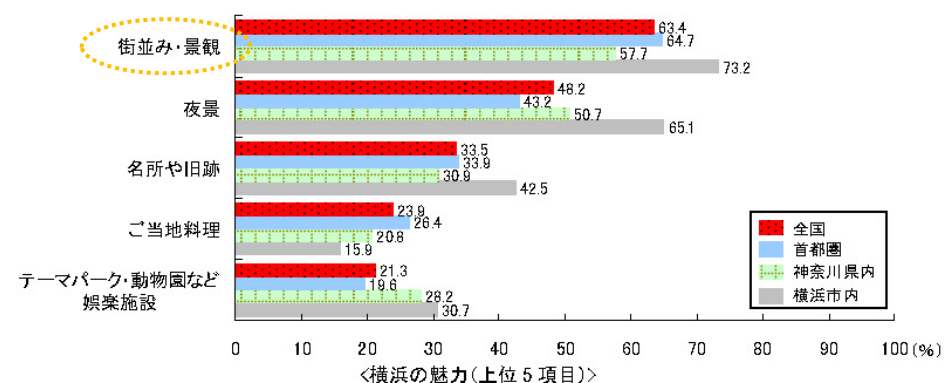
■環境・防災性能の向上の要請

地球規模の気候変動への対応や非常時の回復力など、都市の持続性の向上がますます重要になっている。様々な公益的施設が周辺地域と調和していくよう、景観づくりの取組を進めていくことが求められている。



■人々を惹きつける魅力づくり

都市間競争が激しくなる中、選ばれるまちであるために、都市の価値を向上させていく戦略的な景観づくりが求められる。さらに、横浜での活動を継続・活性化していくためにも、横浜固有の資産となる中長期的な景観づくりにも取り組むことが求められる。



横浜の魅力(複数回答) (平成24年度横浜市に関する意識・生活行動実態調査)

4. 景観行政の取組と課題

■景観に関する指針と制度

○景観ビジョン

【理念】

- ・景観ビジョンは「景観づくりの羅針盤」
- ・景観形成の意義

【現状】

- ・景観をめぐる市民意識
- ・景観を考える手がかり
- ・景観をめぐる制度

【目標】

- ・景観形成に取り組む姿勢
- ・テーマごとの景観形成の方向性
- ・地区ごとの個性的・魅力的な景観形成の方向性

【取組】

- ・規制・誘導
- ・景観形成に関する事業の実施と調整
- ・良好な景観形成を支える市民意識等の醸成

【資料】

- ・「(仮称)横浜市景観ビジョン検討会」による16の着眼

○景観法

- ・景観計画
- ・景観重要建造物等
- ・景観重要公共施設の整備等

○景観条例

- ・都市景観協議地区
- ・特定景観形成歴史的建造物

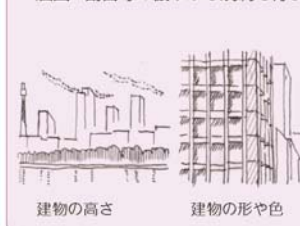
①景観法「景観計画」(全市域)

- ・斜面緑地の開発行為について、法の高さの制限、緑化の制限を定める。
- ・高い擁壁の築造による圧迫感の解消を図る。



②景観法「景観計画」(景観推進地区)

- ・建物の形や色、建物高さ等の定量的な基準を定める。
- ・届出・勧告等の緩やかな規制を行う。



③景観条例(都市景観協議地区)

- ・魅力を向上させる定性的な基準を定める。
- ・事業者と横浜市で協議を行う。



【実際の運用状況】

都心部3地区：
関内、みなとみらい21地区(中央、新港)

横浜の景観形成のしくみ
(URBAN DESIGN YOKOHAMA)



■これまでの主な取組

○景観の規制・誘導の枠組みづくりと運用

- ・横浜市景観計画の策定と運用 (全市および都心3地区)
- ・景観重要樹木の指定
- ・都市景観協議地区の指定と運用 (都心3地区)
- ・特定景観歴史的建造物の指定 (予定) など

○景観ビジョンをもとにした計画等の作成

- ・美しい港の景観形成構想の策定
- ・公共事業景観ガイドラインの策定
- ・都市計画マスタープラン(市・区)の改定 など

○景観づくりに関する事業の実施と調整

- ・歴史的建造物の保全と活用
- ・歴史を生かしたまちづくりの支援の拡充 (相談窓口の設置やファンドの設立)
- ・ライトアップによる夜景演出
- ・オープンカフェによる公共空間の活用
- ・違反屋外広告物の簡易除却
- ・主要施設のデザイン調整
- ・横浜市都市美対策審議会における審議
- ・都市景観アドバイザーによる助言 など

○景観づくりを支える市民意識等の醸成

- ・横浜・人・まち・デザイン賞による表彰
- ・横浜サインのパネル展、フォーラム、街歩き
- ・小学校での景観まちづくり学習の試行
- ・地域まちづくり推進条例等にもとづく協働 など



■景観行政の成果と課題

○横浜市景観計画や景観条例などの施行により、横浜市全域で景観に関する規制・誘導や対話・協議を進める素地が調ってきている。また、シンボリックな港景観や日本大通りの格調とにぎわいのある景観など、都心部を中心に顔となる景観が創出されており、地域の誇りや愛着の醸成、地域の資産価値向上やブランドの形成につながっていると考えられる。

○一方、景観を切り口とした郊外部での取組は十分ではなく、市民や事業者による景観づくりの取組が浸透しているとは言い難い。また、行政の景観のしくみとして調えた景観形成基準も規制的なものとして固定化し、本来ねらいとしていた創造的で実効性のある運用が難しくなっている。

○市民等のニーズや活動が多様化している現在、厳しい財政状況のもと景観行政を進めていくには、地域の資源を最大限に活用して一人ひとりが景観づくりに主体的に取り組むことがより一層重要になる。また、それぞれの景観づくりの取組が地域にとっても質が高く持続的なものとなるよう、景観づくりにおける創造的な対話・協議が重要であり、それを支える景観行政の体制の構築が求められる。



■景観行政の今後の取組の方向性

○景観づくりの普及と担い手の育成

- ・「景観」や「景観づくり」のわかりやすい発信
- ・学校教育や生涯学習と連携した多世代への景観づくりの発信
- ・景観づくりの取組への参加のきっかけづくりの拡充
- ・地域ごとの景観資源の掘り起こしと発信
- ・良好な景観づくりの事例等の整理と発信
- ・地域ごとの専門家の人材の育成
- ・景観づくりの取組と地域の様々な活動との連携 など

○景観づくりの対話・協議の質と実効性の向上

- ・景観ビジョンの使い方の明確化と周知
- ・対話・協議の意味や役割の明確化と共有
- ・事業者への早い段階での情報提供
- ・規制・誘導基準の考え方の整理と柔軟な運用
- ・対話・協議の論点や方向性の共有
- ・対話・協議と規制・誘導のしくみとの連携
- ・対話・協議の経過や結果の蓄積と評価・公表 など

○総合的な景観行政の取組の強化と連携

- ・都心部における魅力づくりの強化
- ・郊外部での景観づくりの取組の拡充
- ・窓口担当者の知識・経験の向上
- ・景観部局の横断的な調整機能の発揮
- ・景観の調整の場づくりや各部局の連携
- ・都市計画等の関連制度との連携
- ・地域の景観づくり組織の拡充と連携 など

5. 改定の考え方

	(現行) 景観ビジョン
第1章 (理念)	<p>景観ビジョンについて～横浜の景観をもっと良くしていきたい～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 景観ビジョンとは～景観づくりの羅針盤です～ 2 策定の背景 3 「景観」の示す範囲 4 景観形成の意義 5 市民、事業者、行政の役割 6 景観ビジョンの内容
第2章 (現状)	<p>前提となる基本条件～横浜は多様な地域から成り立っています～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 景観をめぐる市民意識 2 景観を考える手がかり <ol style="list-style-type: none"> (1) 地形と歴史～地形と歴史から景観資源を見いだす～ (2) 都市機能の現況～人々の暮らしや活動が景観をつくります～ (3) 計画上の位置付け～将来の目標像による景観形成の可能性～ (4) 横浜の景観を考える地域分類 3 景観をめぐる制度
第3章 (目標)	<p>景観形成の方向性～これからの景観づくりは市民を主役として地域ごとに取り組みます～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 景観形成に取り組む姿勢 2 テーマごとの景観形成の方向性 3 地区ごとの個性的・魅力的な景観形成の方向性 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地区ごとの個性を生かした景観魅力づくり (2) 横浜の景観の多様性を感じさせる特徴的な地区 (3) 市民に親しまれている個性的な景観を持つ地区 (4) 横浜の顔となる地区
第4章 (取組)	<p>景観形成に関する行政の主な取組～当面5か年で、ここから取り組みます～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 規制・誘導 2 景観形成に関する事業の実施と調整 3 良好な景観形成を支える市民意識等の醸成
巻末資料	<ol style="list-style-type: none"> 1: 「(仮称) 横浜市景観ビジョン検討会」による16の着眼 2: 横浜市の景観制度と景観ビジョン 3: 「横浜市景観ビジョン」の策定の経緯 4: 横浜市都市美対策審議会、(仮称) 横浜市景観ビジョン検討会名簿

■改定のポイント

- 一人ひとりが主体的に景観づくりに取り組むことを推進するビジョン
- 様々な主体による創造的な対話・協議を通じた景観づくりを推進するビジョン
- 行政による総合的・横断的な景観づくりの取組を推進するビジョン

■改定景観ビジョンの使い方イメージ

【市民】

- ・身近な景観づくりの方向性や取組み方を知る際の手引きとする
- ・住民同士で地域の景観づくりの方向性を議論する際の着眼点とする
- ・地域でまちづくりのプランやルールを作成する際の基礎資料とする

など

【事業者】

- ・事業を計画する際の魅力づくりの方針として参考にする
- ・景観づくりの際の設計ガイドやセルフチェックとして用いる
- ・行政と景観づくりの方向性を協議する際の材料(共通の言語)とする

など

【行政】

- ・景観計画や都市景観協議地区のガイドラインの改定や新規拡充の際の拠り所とする
- ・関連分野の計画や地区ごとの計画を作成する際の拠り所・手引きとする
- ・景観づくりの窓口や審議会等の対話・協議の場での景観誘導の着眼点とする
- ・職員が景観づくりや景観形成基準への理解を深める際の手引きとする

など

■改定の考え方

【全般】

- ・イラスト、写真等を活用して、よりわかりやすく、親しみやすい表現にしていく。

【理念】

- ・基本的な内容を継承しつつ、景観の定義、景観づくりの意義、景観ビジョンの位置付けや使い方を明確にし、わかりやすく伝える。

【現状】

- ・市民意識、地域分類については同等の内容で更新する。
- ・地域分類については横浜都市デザインビジョンや都市計画マスタープランと整合を図る。

【目標】

- ・内容を継承しつつ、社会状況の変化にあわせた景観づくりの取組姿勢に改める。
- ・細分化している地区の分類を少なくし、地域分類と対応した、地域レベルの記載を中心とする。また、まちづくりの進展をふまえ、地域・地区の景観の方向性の深度化を図る。

【取組】

- ・当面5か年の取組としての扱いを長期的な取組の方向性として改める。
- ・景観づくりの普及や担い手の育成に関する記載の充実を図る。

【景観ビジョンを通じた対話・協議を活性化していくための視点】

- ・景観づくりの手がかりとして内容の充実を図る。
- ・対話・協議の考え方や流れ、関連制度などをまとめて追記する。
- ・横浜の各地域の代表的な景観資源を地図等でまとめ、発信する。

6. 改定方針（たたき台）

情報本	策定年度：平成 18 年度 改定予定年度：平成 29 年度	関連制度： 景観法、横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例
改定概要	【改定の背景】 景観ビジョン策定から約 10 年が経ち、景観づくりの取組成果が出てきているとともに、景観協議のあり方や行政の景観づくりの方向性等について見直しの必要性が出てきている。一方、景観づくりをとりまく社会状況が大きく変化してきており、社会や市民等の多様なニーズに対応していくことが求められている。こうした変化に対応していくため、景観ビジョンの改定を行う。	
	【検討の枠組み】 景観ビジョンの改定にあたっては、これまでの景観行政の取組と課題を検証しつつ、社会状況の変化にともなう景観づくりへの要請をふまえた検討を進めていく。また、景観に対する市民意識も確認しつつ、そのニーズをふまえながら景観づくりの基本的な方針を定めていく。	
	【改定のポイント】 ○一人ひとりが主体的に景観づくりに取組むことを推進するビジョン ○様々な主体による創造的な対話・協議を通じた景観づくりを推進するビジョン ○行政による総合的・横断的な景観づくりの取組を推進するビジョン	
	【主な使い方】 ○行政の長期的な景観づくりの施策・取組の基本方針として活用 ○市民・事業者のそれぞれが景観づくりに取組むきっかけとして活用 ○様々な主体の協働による景観づくりを後押しするものとして活用	
	現行	改定（案）
第 1 章 景観ビジョンについて 1 景観ビジョンとは 2 策定の背景 3 「景観」の示す範囲 4 景観形成の意義 5 市民、事業者、行政の役割 6 景観ビジョンの内容	第 1 章 景観づくりの基礎 1 景観ビジョンとは 2 景観づくりの意義 3 市民、事業者、行政の役割 4 景観を考える地域分類	
第 2 章 前提となる基本条件 1 景観をめぐる市民意識 2 景観を考える手がかり 3 景観をめぐる制度	第 2 章 景観づくりの方向性 1 臨海部（工業地） 2 都心臨海部 3 高密度な既成市街地 4 郊外駅前および周辺 5 郊外住宅地 6 緑と農のある郊外	
第 3 章 景観形成の方向性 1 景観形成に取り組む姿勢 2 テーマごとの景観形成の方向性 3 地区ごとの個性的・魅力的な景観形成の方向性	第 3 章 景観づくりの実践の方針 1 対話・協議による景観づくり 2 規制・誘導による景観づくり 3 景観づくりに係わる事業と調整 4 景観づくりの普及と協働	
第 4 章 景観形成に関する行政の主な取組 1 規制・誘導 2 景観形成に関する事業の実施と調整 3 良好な景観形成を支える市民意識等の醸成	【実践編（仮称）】 第 1 章 景観づくりの進め方 1 景観づくりの対話・協議とは 2 対話・協議の流れ 3 景観づくりを支えるしくみ	
巻末資料 1：「（仮称）横浜市景観ビジョン検討会」による 16 の着眼 2：横浜市の景観制度と景観ビジョン 3：「横浜市景観ビジョン」の策定の経緯 4：横浜市都市美対策審議会、（仮称）横浜市景観ビジョン検討会名簿	第 2 章 景観づくりの手がかり 1 「手がかり」の使い方 2 手がかりを探すキーワード 3 手がかり一覧 景観資源の見つけ方／地域の個性の考え方／景観の計画・設計の着眼点／具体的な工夫の仕方／景観形成の注意点／……	

スケジュール	1 年目 (平成 27 年度)	2 年目 (平成 28 年度)	3 年目 (平成 29 年度)	
	8 月 都市美対策審議会	1 1 月 2 月 政策検討部会 ヒアリング	3 月 都市美対策審議会	7 月 政策検討部会
市民意見の把握方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ヒアリング・アンケート等（平成 27、28 年度） 景観づくりへのニーズや課題を把握するためのヒアリング・アンケート等を行う ■市民意見募集（平成 29 年度） 素案：局HPに全文掲載、各区窓口で概要版配布・全文閲覧、はがき等で募集 			
	<ul style="list-style-type: none"> ■全般について ■景観形成ガイドラインについて ■地域での景観づくりについて ■都市美対策審議会について（内容全般の確認について） 		<ul style="list-style-type: none"> 都市整備局 景観調整課 都市整備局 都心再生課 都市整備局 みなとみらい 21 推進課 港湾局 企画調整課 都市整備局 地域まちづくり課 政策局 政策課 道路局 企画課 建築局 企画課 港湾局 企画調整課 環境創造局 政策課 	
関係部署と調整を要する事項	必要に応じて関係各課へヒアリングや個別調整等を行う。			
備考				